

和光市国民健康保険ヘルスプラン 概要版 (令和6年度～令和11年度)

1. 基本事項

○ヘルスプラン：国民健康保険運営を行う上での基本的な方針

国民健康保険事業計画
3年
(第3期：R06～R08)

医療費分析、医療費推計、税率設定

国民健康保険保健事業実施計画
6年
(第3期：R06～R11)

医療情報を活用した保健事業の内容

特定健康診査等実施計画
6年
(第4期：R06～R11)

メタボの予防、改善への取組

2. 計画の理念

○基本理念・目標

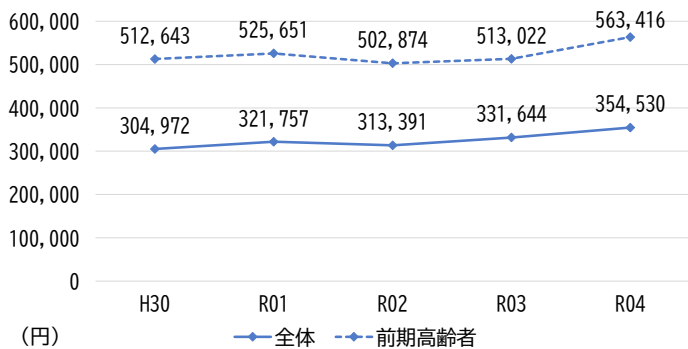
健康寿命の延伸と安定的な国民健康保険運営の実現

○基本方針

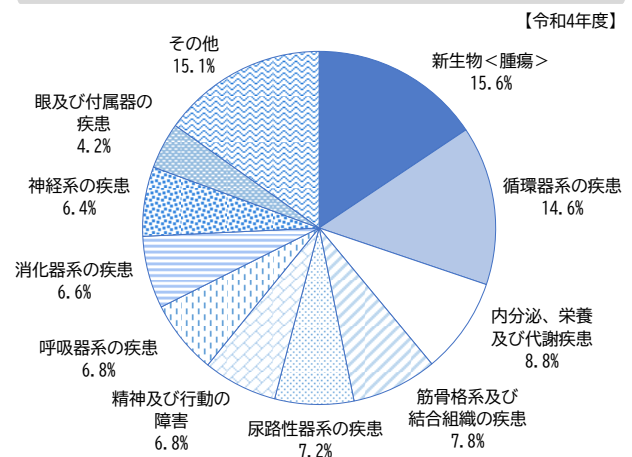
- ・医療費の要因分析による課題の明確化
- ・医療費適正化に効果的な保健事業の推進
- ・保険者努力支援制度等の積極的活用並びに国民健康保険制度の適切な運営
- ・保険税水準の県内統一に向け、標準保険税率及び将来の財政状況を考慮した税率及び算定方式の設定

3. 現状の整理

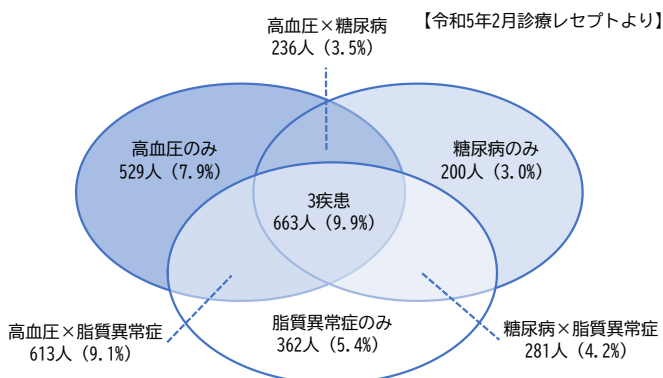
被保険者一人当たり医療費



疾病大分類別医療費割合



マルチリスク別人数と割合



- ・一人当たり医療費は令和2年度にコロナ禍で減少しましたが、概ね増加傾向にあります。
- ・疾病大分類別医療費は、新生物<腫瘍>、循環器系の疾患、内分泌、栄養及び代謝疾患の占める割合が多くなっています。
- ・生活習慣病では、3疾患とも併発する等のマルチリスク者の割合が多いです。

※疾病大分類別医療費の割合について、有効数字の桁数に合わせて四捨五入しているため、全体が100%にならない場合がある。

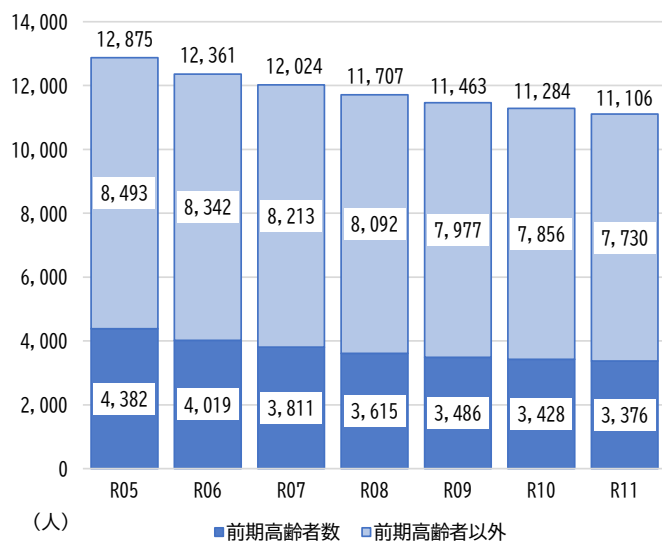
4. 分析結果に基づく課題・施策の方向性

健康課題と優先度・対応する保健事業

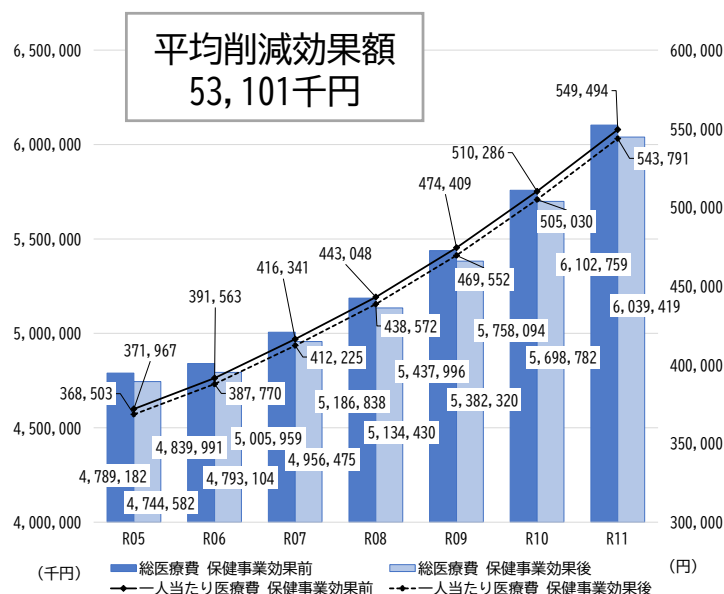
健康課題	対応する保健事業
1. 健診未受診者の一人当たり医療費が健診受診者と比較して高い。健診受診で気づけるリスクが見落とされ、疾患が重症化している可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 ・ 特定保健指導 ・ 特定健診等受診勧奨
2. 生活習慣病の重症化による脳梗塞、虚血性心疾患、人工透析等が見られており、将来的な要介護リスクの要因となる可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病リスク改善対策事業（脳・心血管疾患） ・ 糖尿病性腎症重症化予防対策事業
3. 高血糖等のリスクがありながら未受診、喫煙・飲酒割合が高い等、生活習慣に起因する健康リスクを持つ者が一定数見られる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病リスク改善対策事業（マルチリスク） ・ 糖尿病性腎症重症化予防対策事業
4. 一人当たり医療費の増加傾向が続いており、入院では「がん」「循環器系の疾患」、入院外は「糖尿病」「高血圧症」等生活習慣病関連の医療費が高い。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診結果説明会、ヘルスアップ相談 ・ がん検診 ・ 健康サポート訪問事業 ・ 保健事業と介護予防の一体的実施

5. 将来推計

被保険者数推計



医療費推計



- ・ 被保険者数は、年々減少すると推計されました。減少の理由については、被用者保険適用拡大に伴う社会保険への移行、前期高齢者の後期高齢者医療制度への移行等によるものと考えられます。
- ・ 総医療費、一人当たり医療費ともに年々増加する見込みですが、保健事業を実施することにより、総医療費の増加を約1%（53,101千円）抑制できると推計されました。

6. 埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）における保険税水準の統一

保険税水準の統一の意義	保険税水準の統一は、県内の保険給付の負担を全市町村で支え合うため、小規模な市町村において高額な医療費が発生した場合においても保険税の変動を抑えることができ、更なる財政の安定化につながります。また、県内のどこに住んでいても、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となるため、被保険者間の公平性の確保につながります。
保険税水準の統一の定義	原則として、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となることとします。ただし、該当市町村がわずかである直営診療施設運営費など、統一の対象とするとかえって公平性が確保できなくなるものについては、統一の対象外（例外）として取り扱いますが、県においてはこれを「完全統一」として定義します。

○統一の進め方

- （1）保険税水準の統一により被保険者の負担が大きく変動する場合があります。
- （2）また、負担と受益の公平性の観点から県内全ての市町村が同一水準の被保険者サービスの提供や医療費適正化対策などに取り組む必要があります。
- （3）県の医療費水準（平成27～29年度平均）の格差は全国で4番目に小さい一方、法定外繰入金や収納率の格差は大きいことなどから、県運営方針（第2期）において、保険税水準の統一は3段階に分けて進めていくこととしました。
- （4）各市町村の収納対策の強化により、収納率の格差は縮小傾向にあるものの、依然として差が大きいことから、県運営方針（第3期）においても、同様の考え方で進めていくこととします。

R06～	R09～	R12～
納付金ベースの統一	準統一※	完全統一

※準統一の考え方

標準保険税率の算定に当たり、収納率格差以外の各項目の取扱いを統一することとします。各市町村は県が提示する市町村標準保険税率（収納率格差を反映した統一の保険税率）どおりに税率を設定することとします。市町村標準保険税率と実際の税率に乖離が生じている市町村は、準統一に向けて段階的に税率改正を行うこととします。

7. 新たな保険税率

令和8年度までの保険税率

課税区分	保険税率											
	R06				R07				R08			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円) / 人	平等割 (円) / 世帯	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円) / 人	平等割 (円) / 世帯	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円) / 人	平等割 (円) / 世帯
医療給付費分	7.30	—	21,000	9,000	7.30	—	24,000	—	7.30	—	24,000	—
後期高齢者支援金分	2.30	—	9,000	—	2.30	—	12,000	—	2.30	—	12,000	—
介護納付金分	1.80	—	9,000	—	1.80	—	12,000	—	1.80	—	12,000	—

○新たな保険税率の考え方

- （1）県運営方針（第3期）の保険税水準の統一を考慮し段階的に保険税額を引き上げます。
令和6年度は現行（令和5年度）と比較して所得割は0.3%増加、資産割を廃止、均等割は3,000円増加、平等割を9,000円減額します。
令和7年度は令和6年度と比較して均等割を9,000円増加、平等割を廃止します。
令和8年度は税率改正は行いません。
- （2）医療給付費分の保険税算定方式を令和6年度は資産割を廃止し3方式に、令和7年度からは平等割を廃止し2方式に段階的に変更していきます。
- （3）基金を活用して被保険者の負担軽減に努めます。
- （4）被保険者の負担軽減のため、法定外繰入金を3年間で1億円繰入れます。

現行保険税率と新たな保険税率の比較（モデルケース）

モデルケース1（夫婦70歳、夫年金収入180万円）

（単位：円）

R05保険税額	R06保険税額	R07保険税額	R08保険税額	R05-R08増加額
61,300	60,400	61,900	61,900	600

モデルケース2（夫婦40歳、夫給与収入300万円）

（単位：円）

R05保険税額	R06保険税額	R07保険税額	R08保険税額	R05-R08増加額
266,300	268,100	277,100	277,100	10,800

モデルケース3（40代夫婦、10代子2人、妻給与収入600万円、固定資産あり）

（単位：円）

R05保険税額	R06保険税額	R07保険税額	R08保険税額	R05-R08増加額
592,100	594,800	615,800	615,800	23,700

※モデルケース1では、低所得者の軽減制度を適用しています。

※増加額は令和5年度と比較した令和8年度の増加額

8. 財政推計

財政推計

（単位：円）

	R05	R06	R07	R08	3年間合計 R06-R08
納付金額（埼玉県総額）	189,513,525,512	191,130,308,761	206,191,262,413	210,961,871,853	608,283,443,027
和光市の割合（%）※	1.06	1.06	1.06	1.06	-
納付金額（和光市額）	2,010,734,044	2,027,888,076	2,187,684,440	2,238,300,494	6,453,873,010
保険税収納額（現年度分）	1,315,462,173	1,296,730,415	1,302,473,106	1,302,473,106	3,901,676,627
法定外繰入金	100,000,000	60,000,000	40,000,000	0	100,000,000
基金残高（年度当初）	1,233,740,000	1,157,854,210	907,914,747	567,359,230	

○推計値の算出経過及び考え方

（1）令和4年度実績に基づく埼玉県納付金総額から和光市の負担割合を算出。

$$\text{※和光市の割合} = \frac{\text{令和4年度和光市納付金額 } 2,032,199,158\text{円}}{\text{令和4年度埼玉県納付金総額 } 191,536,632,162\text{円}}$$

（2）埼玉県が推計する令和6年度から令和8年度までの納付金総額に（1）で算出した和光市の負担割合をかけ合わせ和光市の負担する納付金額を算出。

（3）保険税収納額（現年分）は7で示した令和6年度からの新たな保険税率を用いた保険税収納額（現年分）を算出。収納率については、県運営方針（第3期）に基づき、93.85%と見込みます。

（4）法定外繰入金については、県運営方針（第3期）に基づき、令和8年度までに解消します。

（5）令和5年度当初時点で保有している約12億円の基金残高を、令和6年度から令和8年度の3年間で不足する保険税収納額に充当して財政運営を行います。

和光市国民健康保険ヘルスプラン 概要版（令和6年度～令和11年度）

発行：和光市健康部保険年金課・健康支援課 〒351-0192 埼玉県和光市広沢1-5
 保険税率・将来推計に関すること 電話 048-424-9127
 保健事業に関すること 電話 048-424-9128